

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般



課税期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	
区 分		旧 税 率 分 小 計 X				税 率 6.24 % 適 用 分 D		税 率 7.8 % 適 用 分 E		合 計 F (X+D+E)		
課 税 標 準 額		(付表1-2の①X欄の金額) 円				円		円		※第二表の①欄へ 円		
		000				000		000		000		
① 課税資産の譲渡等の対価の額の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)				※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ		
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)				※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ		
内 訳	①											
②	①											
② 消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)				※第二表の⑮欄へ		※第二表の⑯欄へ		※第二表の⑰欄へ		
③ 控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)				(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)		(付表2-1の⑳・㉑E欄の合計金額)		※第一表の③欄へ		
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)				(付表2-1の㉒D欄の金額)		(付表2-1の㉒E欄の金額)		※第一表の④欄へ	
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)								※第二表の⑰欄へ	
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額の額	⑤	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)								※第二表の⑱欄へ	
		⑥	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)				※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑲欄へ	
	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額の額	⑤										
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)								※第一表の⑥欄へ	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)								※第一表の⑦欄へ	
⑧ 控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)				※⑩E欄へ		※⑩E欄へ				
⑨ 差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)				※⑫E欄へ		※⑫E欄へ				
⑩ 合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩									※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ		
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)						(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)			
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)						(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)			
⑬ 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)						※第二表の㉔欄へ		※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉕欄へ		
譲 渡 割 額	還 付 額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)						(⑩E欄×22/78)			
	納 税 額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)						(⑫E欄×22/78)			
⑯ 合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯									※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。